

コンテナ車の手続きの流れ [代替・増車・コンテナの変更]

■ 事前相談(受付:清掃一組本庁)及びコンテナ識別番号の表示

空車計量前に下記問合せ先へ電話でご相談ください(1台のコンテナ車に複数の コンテナを使用する場合等)。

- ・コンテナの側面にアラビア数字か又はアルファベットからなる5桁以内の文字 列で140ポイント以上の識別番号の表示をしてください。
- ・1台のコンテナ車に対して、コンテナを複数使用し、そのうち同型同重量の コンテナがある場合は、同型同重量である旨を記載した「申出書」を提出す ることで、一部の空車計量を省略することができます。

2 空車計量の実施(受付:中防処理施設)

車両とコンテナの組み合わせごとに空車計量申請書等を作成して計量してください。計量後、計量証明書が交付され、申請書等は返却されます。

③ 空車計量結果及びICカード交付日の連絡(受付:清掃一組本庁)

ICカード交付希望日及び計量した車両重量等を下記問合せ先へ連絡してください。 連絡がない場合は、ICカードの交付日を別に指定する場合があります。

発験を受ける 発表を (発表を) (発表を) という (発えを) という (発え

変更届のほか、中防で受け取った計量証明書及び空車計量申請書等を提出してください。一般廃棄物収集運搬業者の方は、東京二十三区清掃協議会の変更届写し 又は変更承認書の写しを提示してください。

5 ICカード等の受取

1台のコンテナ車に対して、複数のコンテナを使用する場合は、「重量証明書」の車両重量に基づきICカードを作成します。この場合、ICカードの交付に時間がかかる場合があります。

《空車計量時の注意事項》

- 中防処理施設の空車計量受付時間は、8時から15時30分までです。
- 空車計量は、**燃料、潤滑油、冷却水等**の全量を搭載した状態で行ってください。
- 空車計量は、空荷とし、廃棄物を運搬する装備状態で行ってください。
- 申請書に添付した**写真と同じ「車両」及び「コンテナ**」で計量してください。
 - ◆お問合せ◆

東京二十三区清掃一部事務組合 施設管理部 管理課 搬入承認・手数料係 電話 03-6238-0829 (9~12時、13~16時 土・日・祝は除く)

